

明石市告示第166号

平成26年(2014年)6月30日

明石市長 泉



### 街区の区域の変更及び新設について

次のとおり街区の区域をあらたに画すとともに、既存の街区の区域を変更するので、明石市住居表示に関する条例（昭和39年6月17日条例第51号）第2条の規定により告示する。

#### 記

##### 1 街区の区域の変更及び新設

別図1の明南町2丁目1街区及び4街区の区域を、別図2に示すとおり変更し、同図に示すとおり、20街区、21街区、22街区及び23街区を新設する。

##### 2 実施する期日

平成26年6月30日

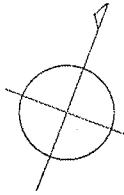
##### 3 住居番号について

実施期日において、新設する街区に住居番号を付すべき建物は存在しない。また、変更する街区に既に存在する建物の住居番号は変更しない。

平成26年7月14日

別図 1

明南町 2 丁目



別図2

明南町2丁目

